

(様式第 4 号)

上田市廃棄物処理審議会 会議概要

1 審議会名	第 3 回 上田市廃棄物処理審議会
2 日 時	令和 7 年 3 月 17 日 午後 1 時 30 分から午後 2 時 45 分まで
3 会 場	市役所南庁舎 5 階 S503 (1)・(2)・(3) 会議室
4 出 席 者	中村彰会長、堀内百合子副会長、江口達夫委員、小宮山剛委員、松本美津子委員、丸田稔委員、若林丘子委員
5 市側出席者	【環境部】田中部長 【環境政策課】西澤課長、甲田環境保全担当係長、藤沢統括幹 【資源循環型施設建設関連事業課】山浦課長、清水関連事業担当係長 【上下水道局下水道課】井出課長、高寺課長補佐兼下水道建設担当係長、藤井課長補佐兼下水道維持担当係長 【丸子地域自治センター市民サービス課】山崎課長、緑川生活環境担当係長 【上田地域広域連合清浄園】杉浦所長、小澤所長補佐兼庶務係長
6 公開・非公開	☒ 公 開 ・ ☐ 一部公開 ・ ☐ 非公開
7 傍 聴 者	0 人 記者 0 人
8 会議概要作成年月日	令和 7 年 3 月 19 日
協 議 事 項 等	

1 開会
2 議事
(1) し尿・浄化槽汚泥の「収集運搬（汲み取り）」手数料」について
・資料に沿い事務局から説明
・以降、協議
(委 員) 事務局から説明のあった金額で事業者は納得しているのか。
し尿・浄化槽汚泥の収集運搬業務はなくてはならない業務であり、この金額では事業継続ができないということになっては困る。
現場で実際業務を行い利用者に対応する業者の了解を得られることが必要だと思う。
(事務局) 前回の審議会で事務局と事業者との意見交換が必要ではないかとの意見があったため、事業者と意見交換を行い一定の理解は得られたと考えている。
(会 長) し尿・浄化槽汚泥の「収集運搬（汲み取り）」手数料」については、改定時期、ホース延長料金も含め事務局提案のとおりでよいか。
意見があればお願いしたい。
(意見なし)
(会 長) し尿・浄化槽汚泥の「収集運搬（汲み取り）」手数料」については、改定時期、ホース延長料金も含め事務局提案のとおりとする。
(2) 家庭雑排水汚泥の「収集運搬（汲み取り）」手数料」について
・資料に沿い事務局から説明
・以降、協議
(委 員) 定期的に汚泥の汲み取りを行っている世帯については、値上げ幅を抑える一方、定期的に収集を行わない世帯については、(汲み取りを行うための作業工程や負担が増えるため) 別途料金を徴収することも考えられる。

(事務局) 後ほど協議いただく「(3) 答申書(案)について」において説明するが、水環境の保全のためには浄化槽の適正管理が欠かせないため、市から利用者に対し適正管理徹底の啓発を改めて行っていく予定である。

(委 員) 汲み取りを行っていない世帯の情報は市に伝わっているのか。

(委 員) (業者からは) 伝えていない。

(委 員) 今現在汲み取りを行っていない世帯に対し汲み取りを行うように指導しても汲み取りは行わないと思う。

市や業者からは「行ってください」とお願いしかできないので、根気よく何度も指導することが必要で、そのためには、そうした情報を業者から市に伝えることも必要。

(事務局) 浄化槽の適正管理は条例でも定められているため、そうしたことも含め指導していきたい。

定期的な汲み取りを行っていない世帯について業者から情報提供があれば業者と連携しながら対応したい。

(委 員) し尿の汲み取りを行っている世帯数に比べ家庭雑排水汚泥の汲み取りを行っている世帯数は少ない。これは、家庭雑排水汚泥の汲み取りを行っていない世帯があるということ。

し尿の汲み取りを行っている業者の協力も得ながら定期的な汲み取りを働きかけられればと考えているので、市にも協力してもらえればと思う。

(委 員) 現在、家庭雑排水汚泥の汲み取りを行っている世帯数はどの位あるのか。

(事務局) 旧上田市内では 730 世帯程度

(委 員) 市が全設置世帯を把握することは難しいため、業者との連携が必要になる。汲み取り回数が少ないとどのような影響があるのか。

(委 員) 油分が固まり槽内に沈殿してしまい、新たに流入する排水の沈殿分離処理が十分行われないまま汚水が排水されてしまう。

そのような槽の汲み取りを行う場合は、沈殿した油分を取り除くために通常よりも多くの水を使用するため、汲み取り料も高くなる。

(委 員) 適正な維持管理を行わないと沈殿分離処理が十分行われない排水が公共用水域に排出されてしまうという観点から市は指導を行っていかなければならない。

そのためにも、自治会、下水道課とも連携しながら家庭雑排水汚泥の汲み取りを行っている世帯の把握は必要。

下水道の整備が進んだことにより、昔に比べれば河川は大分きれいになったと思うが、まだ改善できる余地はあると思う。

工場や事業所などは既にほとんどが公共下水道か合併浄化槽に接続している。

改善を図るには一般家庭の取り組みが必要となるため、下水道課とも連携しながら取り組んでいって欲しい。

(事務局) 様々なチャンネルを活用しながら、家庭雑排水槽の設置世帯を把握していきたい。

(委 員) 丸子・武石地域の改定時期を前処理施設稼働後とする理由は何か。

(事務局) 丸子・武石地域の家庭雑排水汚泥を処理している処理場の処分手数料が清浄園に比べ安いためである。

(委 員) 丸子・武石地域の家庭雑排水汚泥の処理はどのように行っているのか。

(丸子市民サービス課) 汚泥を凝固した後に微生物による「ばっ気」処理を行い公共下水道に投入している。

(委 員) 資料の「家庭雑排水汚泥収集運搬手数料」の表中、増加率が 22.83%、20.83%と異なる表記があるがなぜか。

(事務局) 22.83%は収集運搬業務が赤字にならないよう、収集運搬手数料が収集運搬経費を上回るようにするため必要と思われる改定率で、20.83%は改定前の収集運搬手数料に処分手数料を加えた汲み取り料に対する改定後の汲み取り料の改定率である。

(委 員) 丸子・武石地域の家庭雑排水汚泥を処理している処理場は（前処理施設稼働後は）廃止するのか。

(丸子市民サービス課) 施設も老朽化しており前処理施設稼働後に廃止する。

(事務局) 丸子・武石地域の家庭雑排水汚泥の現在の汲み取り料は、上田地域に比べいずれも高い一方、処理場に支払う処分手数料は上田地域（清浄園）に比べ安い。ため、改定時期は前処理施設稼働後とすることが適当と考える。

(会 長) 家庭雑排水汚泥の「収集運搬（汲み取り）」手数料については、改定時期、ホース延長料金も含め事務局提案のとおりでよいのか。
意見があればお願いしたい。

(意見なし)

(会 長) 家庭雑排水汚泥の「収集運搬（汲み取り）」手数料については、改定時期、ホース延長料金も含め事務局提案のとおりとする。

家庭雑排水処理槽の設置世帯把握については、業者と連携を図りながら取り組んで欲しい。

(3) 答申書（案）について

- ・資料に沿って事務局から説明
- ・以降、協議

(委 員) 家庭雑排水処理槽の適切な維持管理の周知啓発は大切なこと。広報で周知するだけでは不十分。

(事務局) 業者の協力も得ながら、家庭雑排水汚泥の汲み取りを行う際に市からの周知文を戸別に配布することも考えている。

(委 員) 環境に関する地域の情報を把握する方法がない。公共下水道区域であるにもかかわらず未接続の世帯などの情報は自治会長が把握している場合もある。

(会 長) 自治会長にアンケートを行ったり、自治連に協力を求めることも考えられる。

(事務局) 必要があれば自治連にも相談させてもらう。

(委 員) 下水道課では公共下水道区域であるにもかかわらず未接続の世帯は把握しているのか。

(下水道課) 把握している。公共下水道区域外の状況は不明。

(委 員) 「家庭雑排水汚泥の収集運搬業務の方向性の検討」について、今回手数料の改定を行っても現在の体制を維持していくことは困難な状況。4 年後に現在と同じ体制で業務を行うのであれば、市からの支援がなければ体制の維持はできないと考えている。

「方向性の検討」というのは、現在と同じ体制で行うのか、体制を変えて行っていくのかも検討するという意味でよいのか。

(事務局) そのとおり。

(委 員) 家庭雑排水処理槽の汚れの原因は何か

(委 員) 風呂や台所からの排水に含まれる固形物、洗剤、油など。家庭雑排水処理槽はそうしたものを沈殿分離し処理するが、定期的に汲み取りを行わないと槽の下で固まってしまい適切な処理が行えなくなり、処理されない汚水が河川に流れ出ることになる。

(委 員) 家庭雑排水処理槽は 3 槽に分かれていると思うが、汲み取りや清掃は 3 槽の内、どの槽を行うのか。

(委 員) 3 槽の内、最も汚れる槽は一番初めに汚水が流れ込む槽だが、基本的には 3 槽全て行う。

(会 長) 事務局から説明のあったとおり、答申書については委員から出された意見も踏まえ、自分と事務局で協議の上作成させていただくので了承いただきたい。

3 事務連絡

答申書について

市長への答申については会長と副会長の二人で行う。

あいさつ（田中環境部長）

4 閉会